| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年 | 8　月 | 昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者 | 1,590 | — |
| | 9　月 | 昭和28年９月２日から昭和28年10月１日までに生まれた者 | 1,980 | — |
| | 10　月 | 昭和28年10月２日から昭和28年11月１日までに生まれた者 | 2,370 | — |
| | 11　月 | 昭和28年11月２日から昭和28年12月１日までに生まれた者 | 2,760 | 400 |
| | 12　月 | 昭和28年12月２日から昭和29年１月１日までに生まれた者 | 3,150 | 800 |
| 平成26年 | 1　月 | 昭和29年１月２日から昭和29年２月１日までに生まれた者 | 3,540 | 1,190 |
| | 2　月 | 昭和29年２月２日から昭和29年３月１日までに生まれた者 | 3,930 | 1,590 |
| | 3　月 | 昭和29年３月２日から昭和29年４月１日までに生まれた者 | 4,310 | 1,980 |

**別表第四十一**（第八条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

| 資格喪失予定年月 | | 法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日 | 前納する月 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 平成25年 | |
| | | | 4　月 | 10　月 |
| 平成25年 | 5　月 | 昭和23年５月２日から昭和23年６月１日までに生まれた者 | 円 400 | 円 — |
| | 6　月 | 昭和23年６月２日から昭和23年７月１日までに生まれた者 | 800 | — |
| | 7　月 | 昭和23年７月２日から昭和23年８月１日までに生まれた者 | 1,190 | — |
| | 8　月 | 昭和23年８月２日から昭和23年９月１日までに生まれた者 | 1,590 | — |
| | 9　月 | 昭和23年９月２日から昭和23年10月１日までに生まれた者 | 1,980 | — |
| | 10　月 | 昭和23年10月２日から昭和23年11月１日までに生まれた者 | 2,370 | — |
| | 11　月 | 昭和23年11月２日から昭和23年12月１日までに生まれた者 | 2,760 | 400 |
| | 12　月 | 昭和23年12月２日から昭和24年１月１日までに生まれた者 | 3,150 | 800 |
| 平成26年 | 1　月 | 昭和24年１月２日から昭和24年２月１日までに生まれた者 | 3,540 | 1,190 |
| | 2　月 | 昭和24年２月２日から昭和24年３月１日までに生まれた者 | 3,930 | 1,590 |
| | 3　月 | 昭和24年３月２日から昭和24年４月１日までに生まれた者 | 4,310 | 1,980 |

**別表第四十二**（第八条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

| 法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月 | | 前納する月 | |
|---|---|---|---|
| | | 平成25年 | |
| | | 4　月 | 10　月 |
| | 5　月 | 円 400 | 円 — |
| | 6　月 | 800 | — |
| | 7　月 | 1,190 | — |
| | 8　月 | 1,590 | — |
| | 9　月 | 1,980 | — |
| | 10　月 | 2,370 | — |
| | 11　月 | 2,760 | 400 |
| | 12　月 | 3,150 | 800 |
| | 1　月 | 3,540 | 1,190 |
| | 2　月 | 3,930 | 1,590 |
| | 3　月 | 4,310 | 1,980 |

**別表第四十三**（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

| 前納する月 | 平成25年４月から平成26年３月までの各月 |
|---|---|
| 前　納　額 | 400円 |

## 公　告

### 裁判所

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第４９７号**

札幌市北区新琴似７条２丁目１番46―202号
債務者　茶木　正子

1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８７６号**

北海道北広島市大曲光３丁目３番地10
債務者　池田美貴子

1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２０７４号**

札幌市西区西町北２丁目８番12号　クリーン西町101号
債務者　山田　　康

1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
　札幌地方裁判所民事第４部